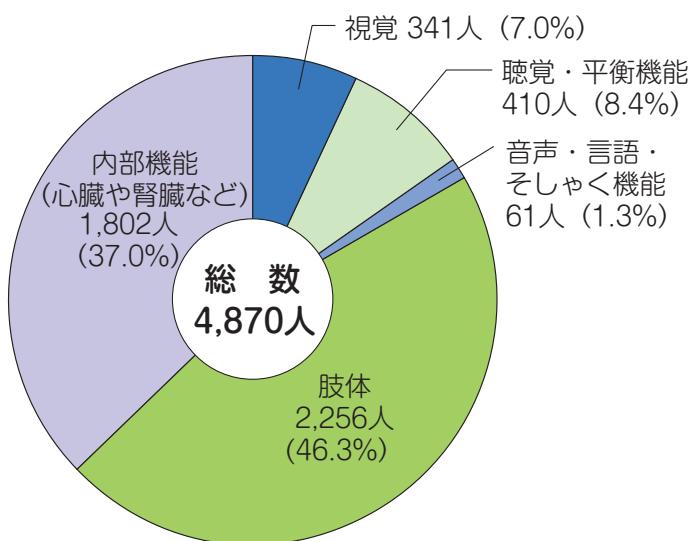


3. 障害者 ~手帳所持者の方に対して、様々な相談やサービス提供を行っています~

障害のある方に交付する手帳は3種類あります。各手帳をお持ちの方は、障害の種類や程度に応じて在宅生活の支援や外出の支援、手当等各種制度を利用できます。

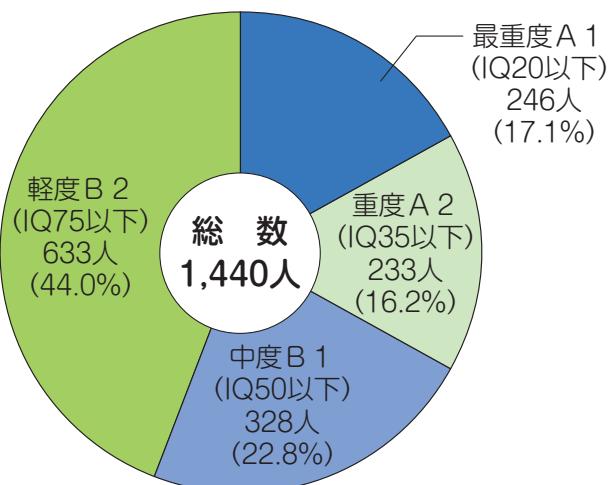
〈身体障害者手帳所持者数〉

手帳の交付対象となるのは、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、内部機能（心臓や腎臓など）に永続する障害があり、障害者等級表に該当する方で、障害の程度によって、1級から6級までに区分されます。磯子区内の身体障害者手帳の所持者は、4,870人です。



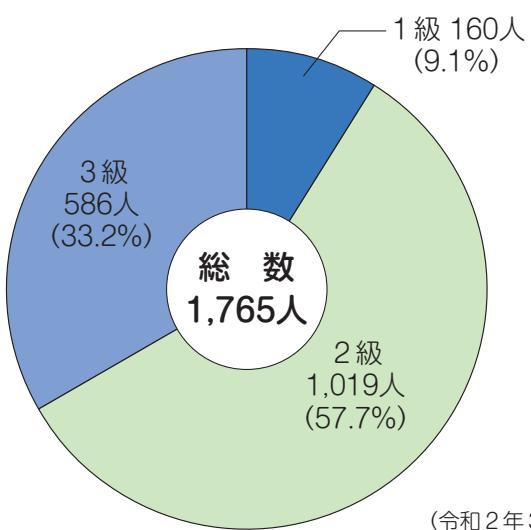
〈愛の手帳（療育手帳）所持者数〉

手帳の交付対象となるのは、児童相談所又は障害者更生相談所で知的障害と判定された方で、障害の程度によって4段階に区分されます。磯子区内の愛の手帳所持者は全体で1,440人ですが、そのうち516人(35.8%)が18歳未満です。



〈精神障害者保健福祉手帳所持者数〉

手帳の交付対象となるのは、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方で、障害の程度によって重いほうから1級・2級・3級に区分されます。磯子区内の精神障害者保健福祉手帳の所持者は1,765人で、年々増加しています。



(令和2年3月31日現在)
[磯子区高齢・障害支援課]